

第1版 令和5年8月22日

第2版 令和6年1月22日

第3版 令和7年1月30日

質疑応答集

(子ども・子育て支援施設整備交付金)

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付

施設調整等業務担当室

目次

I) 交付金の基本的事項.....	4
a) 契約.....	4
b) 設置主体.....	5
c) 予算.....	5
d) 財産処分.....	5
II) 協議書の作成.....	7
a) 整備区分.....	7
b) 国庫補助所要額の算定について.....	8
c) 交付対象.....	9
IV) 地方厚生（支）局への事務委任について.....	18
V) 放課後児童クラブ整備促進事業について（令和6年度事業分）.....	19
VI) 取扱通知第1の2に基づく事業について.....	20

I) 交付金の基本的事項

a) 契約

Q 1 : 内示前に契約してもよいか。

A 1 : 不可。補助金適正化法第 11 条に記載のとおり、補助金の適正な執行を行う観点から、交付決定前すなわち交付決定の内容及び条件が示されないうちに事業に着手することは違法となるものと解されている。しかし、当該交付金においては慣例的に交付決定前の内示を受けた後の着工を認めており、内示の前か後かということが交付対象としての適否の目安としているため、内示前に工事業者と契約を行った事業については交付対象外とする。なお、事業に着手することとは工事の開始だけではなく、契約の締結も含まれる。

Q 2 : 内示前に入札を行ってもよいか。

A 2 : よい。前述のとおり、内示前に交付対象事業を行うことは認められていないが、入札のような、契約の事前準備に当たるものについては、行ってもよい。ただし、契約を担保するような仮契約は認められない。

Q 3 : 工事、設計、施工管理を一括して契約してよいか。

A 3 : 工事、設計、施工管理を一括で契約する、いわゆるデザインビルド方式のような整備手法であっても、協議通知に則り適切に協議がなされるものであれば、交付対象となる。なお、設計と工事の契約が一括となっていることから、

- ・契約は内示後に行うこと
- ・複数年度事業においては、1年目に設計のみとならないよう、1年目に工事に着手すること

にご留意いただきたい。

Q 4 : 学校施設等との複合施設として整備する場合、当該施設全体の整備について一括して契約してよいか。

A 4 : よい。ただし、

- ・契約は内示後に行うこと
- ・複数年度事業においては、1年目に交付対象部分の工事に着手すること

にご留意いただきたい。

Q5：PFI（BTO 方式）を活用して学校施設の整備を行う場合、いつ事前協議を行えばよいか。

A5：PFI（BTO 方式）を用いて学校施設の整備を進めるにあたっては、設置者に所有権が移転される年度に、単年度事業として事前協議を行うこと。ただし、買収契約締結前に内示を受けること。

Q6：地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札等に付さなければいけないか。

A6：一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

b)設置主体

Q7：交付要綱第5条（2）（3）において、交付対象となる設置主体（事業者）として、「市町村が認めた者」とあるが、株式会社等の民間事業者や個人も含まれるか。

A7：「市町村が認めた者」には株式会社等の民間事業者や個人も含まれる。その他、NPO 法人等も含まれる。

Q8：協議時点で、設置主体である法人が設立されていないが、協議してよいか。また、いつまでに設立する必要があるか。

A8：協議時は法人が設立されていなくても協議は可能であるが、その場合、協議書には（仮称）を記載すること。交付決定までに法人を設立すること。

c)予算

Q9：国と市で予算の年度が異なるが、問題ないか。

例) 国は令和 n 年度当初予算、市は令和 n-1 年度繰越予算

A9：本交付金の交付としては問題ない。

d)財産処分

Q10：整備する施設に抵当権を設定してもよいか。

A10：よい。補助財産取得時の抵当権設定については、交付決定と同時に承認するため、交付申請を行う際に、交付申請書（別紙様式1内訳表及び別紙（2））抵当権設定の有無の欄にて、有と記載すること。

Q11：整備する施設に根抵当権を設定してもよいか。

A11：不可。財産処分承認基準通知の別添1の第3の3「担保に供する処分(抵当権の設定)」にて、補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるものに限って、担保権の設定が認められているため、性質上、返済の見込みがたたない根抵当権は設定できない。

なお、担保権の設定は補助金適正化法第22条に記載のとおり、あらかじめ承認を受ける必要があり、事前承認を受けずに担保権を設定した場合は、同法第7条に基づいて交付決定通知にて付した条件に違反するため、同法17条に記載のとおり交付決定の取消になり、同法第18条に記載のとおり、返還となりうる。

Q12：「改築」等の整備にあたって、既存施設を解体撤去する場合に、財産処分の承認はいつまでに受けている必要があるか。

A12：国の補助事業により取得し、告示により示す財産の処分制限期間に達していない施設を解体撤去する施設整備においては、実際に解体撤去される前に承認を受けること。

II) 協議書の作成

a) 整備区分

Q13: 新たに事業を行うために、既にある施設を内部改修する整備を行う場合、整備区分は何か。

A13: 「創設」は新たに事業を行うための整備となるため、本事例の整備区分は「創設」となる。

Q14: 移転するために、移転先で新築工事する場合や、移転先の既存施設を改修工事する場合、整備区分は何か。

A14: いずれも「改築」となる。なお、賃貸物件からの移転も「改築」として交付対象となるが、移転前の施設は自己所有物件ではないため、解体撤去工事費は交付対象外となる。

Q15: 1つの放課後児童クラブにおいて複数の支援の単位を整備する場合、どのように申請すればよいか。

A15: 支援の単位ごとに協議書を作成すること。

この場合、個別の支援の単位ごとに独立して運営できる形態であるよう留意すること。(各支援の単位の児童が、他の支援の単位の運営部分を通過せずにトイレや玄関等の共有部分を使用することができるよう、経路を確保する等。)

Q16: 既存の放課後児童クラブ A は 1 支援の単位で運営しているが、移転先においては放課後児童クラブ A、B の 2 支援の単位で運営する場合、整備区分は何か。

A16: 放課後児童クラブ A は「改築」、放課後児童クラブ B は新規で事業を行う整備となるため「創設」となる。

Q17: 「一部改築」と「大規模修繕」の違いは何か。

A17: 既存施設の躯体をいじる整備は「一部改築」で、躯体をいじらない整備は「大規模修繕」となる。

※施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

b) 国庫補助所要額の算定について

Q18:「大規模修繕」において、公的機関の見積りを取得できない場合はどのように基準額を算出するか。

A18:工事請負業者3社の見積もりを取得し、3社のうち1社を公的機関の見積りとみなす。
なお、協議の際には見積書とあわせて、「なぜ公的機関の見積りを取得できないのか」「工事請負業者3社のうちのどれをどのような理由で公的機関の見積りとみなすのか」を記載した説明文を提出すること。

また、協議時に提出する見積りはあくまで適切な交付額を算出するための資料である。そのため、協議どおりの事業が行われるのであれば、必ずしも協議時に提出した見積りのうち最も安価な見積りに基づいて契約する必要はない。(見積りを取得していない業者または安価ではなかった業者と契約してもよい。)

ただし、協議時と工事内容が変更する場合は変更協議が必要となる。

Q19:「大規模修繕」において、見積りを3つ取得できない場合は2つ又は1つでも構わないか。

A19:不可。「大規模修繕」における基準額は、公的機関の見積り及び民間工事請負業者2社※1の見積りを比較して、最も低い方の価格としている。見積りが2つ又は1つの場合、基準額の算出ができないため、交付自体ができない。なお、当該整備における仮設施設整備工事費についても、同様の取扱いとする。

※1 公的機関の見積りが取得できない場合は民間工事請負業者3社の見積り

Q20:複合施設の場合、どのように対象経費の実支出予定額等を算出するか。

A20:交付対象経費を分けて見積もりができない場合、複合施設全体の経費から按分して求めることになる。按分方法については専有面積比などの合理的な手段を用いること。

またトイレなどの共有部分の対象経費については、整備後の利用見込みなども踏まえ共有部分ごとに按分すること。

(例)複合施設内の施設A、B、Cにおいて、A、Bしか利用しない共有部分はAとBのみで按分。

Q29:複数年度事業において、どのように進捗率を算出するか。

A29:当該年度の交付対象となる工事の出来高(金額ベース)にて算出するのが適切である。
なお、解体撤去工事及び仮設施設整備工事を含める。

Q30：複数年度事業において、1カ年目に本体工事を行い、2カ年目に解体撤去工事を行う。
1カ年目の進捗率が70%、2カ年目の進捗率が30%の場合、どのように基準額及び対象経費の実支出予定額を算出するか。

A30：基準額については以下の方法で算出すること。対象経費の実支出予定額については、算出方法の「基準額」部分を工事全体の対象経費の実支出予定額に読み替えて算出すること。

【算出方法】

1カ年目：本体工事に係る基準額×70%＋解体撤去工事及び仮施設整備工事に係る基準額×70%

2カ年目：本体工事に係る基準額×30%＋解体撤去工事及び仮施設整備工事に係る基準額×30%

※その他の加算等がある場合は、同様に、種目ごとに当該年度の進捗率を乗じた金額を加算すること。

Q31：通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合で、整備前と整備後の支援の単位数が異なる場合、どのように定員増を伴う整備であるかを判断するか。

A31：1つの放課後児童クラブにおいて複数の支援の単位を整備する場合、放課後児童クラブ全体の定員が増となっていれば、定員増を伴う整備であるとみなしてよい。

(例) 整備前：クラブA 定員50人

整備後：クラブA 定員40人(「改築」)

クラブB 定員40人(「創設」) クラブA、Bの合計 定員80人

→クラブA、Bとも、定員増を伴う整備であるとみなすことができる。

c) 交付対象

Q32：賃貸物件の整備は交付対象となるか。

A32：施設(建物)が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は交付対象外となる。

Q33：建物は自己所有であるが、土地は賃貸である場合は交付対象となるか。

A33：交付対象となる。

Q34：基本設計料は対象経費に含めてよいか。

A34：基本設計料については対象経費に含めない。

Q35：実施設計料は対象経費に含めてよいか。

A35：実施設計料は対象経費に含まれるが、工事事務費としての対象となることから、工事費又は工事請負費の2.6%が上限となる。

Q36：交付対象外となる工事（外構工事等）にかかる実施設計料、工事事務費は対象経費に含めてよいか。

A36：本体工事に交付対象外の経費が含まれる場合は、実施設計料や工事事務費など、工事全体にかかる共通経費についても、「交付対象工事分」「交付対象外工事分」を明確にした上で、「交付対象工事分」のみを対象経費として計上すること。なお、共通経費のうち、「交付対象外工事分」を明確に区分できる場合は、そのことがわかるように示すこと。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める「交付対象外工事分」の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分すること。

Q37：同一施設において、短期間の間に複数の協議をしてよいか。また、同一事業主が、複数の施設について同時に協議をしてよいか。

A37：いずれも可能。ただし、短期間の間に複数の整備を行う場合、財産処分の承認が必要な場合があるため、事前に各地方厚生（支）局に相談されたい。

Q38：既存施設の建て直しを行う際に、定員が減員となるが交付対象となるか。

A38：「改築」として交付対象となる。

Q39：1年目に実施設計、2年目に工事という2カ年事業において、設計料は交付対象となるか。

A39：交付対象外となる。複数年事業における進捗率とは、工事の進捗率のことである。本事案のように1年目に工事が始まらず、進捗率が0%となってしまう場合は、工事が始まる年度から事業を開始いただくこととなる。（再協議となり、その内示後に契約・工事を行うことになる。）そのため、設計料を交付対象とする場合は、実施設計を行った年度内に着工していただく必要がある。

Q40：非常用自家発電の整備は交付対象となるか。

A40：既存施設に非常用自家発電設備を設置する整備を行う場合は「大規模修繕」として交付対象となる。「創設」または「改築」と一体的に整備する場合は、本体工事費として対象経費に含めて協議を行うこと。

Q41：アスベスト調査等の調査に係る費用を交付対象として良いか。

A41：不可。原則、施設整備に要する経費のみが交付対象となる。

Q42：空調設備、クローゼットなどの設備は交付対象となるか。

A42：施設と一体的に整備される設備であって、工事費に含まれるものであれば交付対象となる。釘や金具で固定するだけでなく、施設の外壁、天井等と一体的になっているものが交付対象となる。特に空調設備について、壁掛け式や天井吊り下げ式、床置き式の設備を釘や金具で固定するだけの場合は対象外となるので留意願いたい。

Q43：照明設備をLED化する整備は交付対象となるか。

A43：既存の照明・電気設備が一定年数（概ね10年間）を経過し、使用に堪えなくなり、改修が必要であれば、「大規模修繕」として交付対象となる。

Q44：「大規模修繕」において、実施設計料は交付対象となるか。

A44：交付対象となる。ただし、公的機関の見積りと工事請負業者2社の計3つの見積りの添付が必要。なお、内示前に契約したものについては交付対象外となるため留意されたい。

Q45：「大規模修繕」において、協議時点では対象経費の実支出予定額が通知の第4の2の基準を満たすものであったが、実際に入札等を行った結果、対象経費の実支出予定額が通知の第4の2の基準を下回った場合は交付対象となるか。

A45：交付対象外となる。対象経費の実支出（予定）額が通知の第4の2の基準を下回る事が判明した時点で協議または交付申請の取下げを行っていただくこととなる。

Q45：「大規模修繕」において、複合施設を整備する場合、複合施設全体の経費は通知の第4の2の基準を満たすものであるが、按分等を行い、対象経費を算出した結果、通知の第4の2の基準を下回る金額となった場合は交付対象となるか。

A45：交付対象外となる。

Q46：「大規模修繕」において、1つの放課後児童クラブで複数の支援の単位を整備する場合、交付対象経費の合計は通知の第4の2の基準を満たすものであるが、按分等を行い支援の単位ごとの対象経費を算出した結果、通知の第4の2の基準を下回る金額となった場合は交付対象となるか。

A46：交付対象経費の合計が通知の第4の2の基準以上の金額であれば、交付対象となる。

Q47：本交付金を活用して整備していない施設の「大規模修繕」を行う場合は交付対象となるか。

A47：自己資金、他の補助金等で整備した施設の整備も交付対象となる。「一部改築」、「拡張」においても同様。

Q48：「大規模修繕」のうち、「防犯・防災対策の実施に必要な修繕」ではどのような整備が交付対象となるか。

A48：防犯・防災対策実施に必要な以下のような整備が対象。

- ・外構の整備・設置（防犯機能の向上のためのフェンスやブロック塀、門扉の修繕・補強・設置など）

※再設置の整備において、既存の門・フェンス等の解体撤去工事費も交付対象となる。

- ・非常用通報装置、防犯カメラ等の設置（リースは対象外。）

また、防犯対策でなく、事故の防止等を目的とした防犯カメラの設置は対象外となる。

Q49：「創設」、「改築」及び「拡張」（以下「創設等」という。）において、防犯・防災対策の実施に必要な外構や設備等の整備は交付対象となるか。

A49：「創設等」と一体的に行う防犯・防災対策の実施に必要な外構や設備等の整備については、交付対象となる。本体工事費として対象経費に含めて協議を行うこと。

Q50：駐車場・庭の整備に係る費用は交付対象となるか。

A50：外構工事のため、交付対象外となる。

Q51：特殊附帯工事としてソーラーパネルを設置する場合、当該発電による余剰電気を売電してよいか。

A51：余剰電気の売電による収入については、整備を行った施設の運営に充てるのであれば問題ない。ただし、発電した電気をすべて売電する目的でソーラーパネルを設置する場合は、本事業の趣旨から外れるため交付対象外とする。

Q52：本体工事については内示後に契約するが、実施設計については内示前に契約したい。この場合も設計料加算を適用できるか。

A52：内示前に契約したものは交付対象外であり、加算の適用はできない。また、当該設計料を工事事務費として計上することもできない。

Q53：賃貸物件を改修して仮設施設として利用する場合、その改修費と賃借料は交付対象となるか。

A53：どちらも仮設施設整備工事費として交付対象となる。また仮設施設として利用するために改修した場合は、原状復旧が必要となるが、原状復旧費用も交付対象となる。

Q54：仮設施設整備工事費によって整備された仮設施設の解体撤去にかかる費用は交付対象となるか。

A54：仮設施設整備工事費として交付対象となる。

Q55：仮設施設整備工事費によって整備された仮設施設を解体せずにそのまま別な施設として利用してよいか。

A55：仮設施設として解体を前提に整備しているため、解体せずに別な施設に転用することは財産処分「転用」にあたり国庫納付となる。また、あらかじめ別な施設に転用することを前提として整備する場合は、「仮設」施設ではないため、仮設施設整備工事費として交付対象外となる。

Q56：「創設」において、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費は交付対象となるか。

A56：解体撤去工事費は、老朽化等に伴う「改築」等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事を要する場合に交付対象となるため、新たに事業を行う「創設」の場合は既存施設がないため、交付対象外となる。同様の考えにより仮設施設整備工事費も交付対象外となる。

Q57：解体撤去工事及び仮設施設整備工事は本体工事と別に契約を交わしてもよいか。

A57：別々に契約を交わしてよい。ただし、いずれも内示後に契約すること。

Q58：解体撤去工事のみを行う場合は交付対象となるか。

A58：本体工事にあわせての解体撤去工事費は対象となるが、解体撤去工事費のみでは協議不可。

Q59：「環境改善加算」はどのような整備が交付対象となるか。

A59：こどもにやさしい環境づくりの目的で行う整備であり、以下のような整備が対象となる。

(例)

- ・建物の入口において、身長の高い児童が出入りをしやすいようにスロープを設ける整備

- ・各階間の移動における安全性及び利便性向上のためのエレベーター等を設ける整備
- ・こどもの転落・転倒防止のための手すりや滑り止め等の整備

Ⅲ) 事業開始後の手続き

Q60：複数年度事業の場合、毎年度協議が必要か。

A60：毎年度、協議書の提出を行う必要がある。なお、2カ年目以降は第1次協議にて協議すること。

Q61：複数年度事業の場合、前年度までに交付決定を受けた進捗率を変更することは可能か。

A61：不可。2カ年目以降の進捗率は、「100%－前年度までの進捗率（交付決定ベース）」が上限となる。

計画していた進捗率分の工事が完了しない場合は、Q62を参照し、当該年度内に必要な手続きをとること。

Q62：単年度事業として内示を受けたが、建築資材が確保できなかったことなどにより事業が年度内に終わらないことが発覚した場合、どのような手続きをすればよいか。

A62：繰越の要件を満たす場合には、繰越手続きをすること。なお、翌年度に繰り越した分は、当年度中に受け入れてはならないためご留意願いたい。

※繰越し及び翌債の承認を要する事由が発生した場合は、速やかに手続きを開始すること。

※「放課後児童クラブ整備促進事業」の対象事業については、事業の完了予定年月日を要件としており、年度内に事業が完了しない場合は「放課後児童クラブ整備促進事業」としての交付対象外となる場合があるため留意すること。

※繰越については、財務省が作成している「繰越しガイドブック」を参照すること。

Q63：単年度事業として内示を受けた事業が年度内に終わらないことが発覚したが、繰越の要件を満たさない場合はどのような手続きをすればよいか。

A63：各地方厚生（支）局あてに変更協議を行った上で、変更交付申請を行い、変更交付決定を受けること。

Q64：すでに内示を受けた事業について、諸般の事情により取りやめる場合はどのような手続きが必要か。

A64：取下げ書（任意様式）を各地方厚生（支）局あてに送付すること。なお、交付決定を受けていた場合は、交付決定の取下げ手続きを要する。

※対象施設、取消しの理由は必ず記載すること。

Q65：工事内容等の変更があり、内示額の変更を要する場合はどのような手続きをすればよいか。

A65：各地方厚生（支）局あてに変更協議をすること。事前協議と同様の協議書一式に加え、「変更となる対象施設」「変更箇所」「変更理由」を記載した書面（任意様式）の提出が必要。

なお、入札や資材高騰等による事情の変更等により工事費が増額した場合であっても、増額の変更協議は原則受け付けない。

Q66：複数年度事業において、1年目は進捗率 20%で交付決定を受けているが、実際には 5%しか工事が完了しなかった場合は、どのように対応すべきか。

A66：繰越の要件を満たす場合には、繰越手続きを行うこと。この場合は1年目に5%分の支払いを受け入れて、15%分を2年目に繰越する。ただし、繰越の要件を満たさない場合は変更協議にて進捗率を変更されたい。

Q67：複数年度事業において、翌年度以降も事業が継続する場合、いつ実績報告を行えばよいか。また、交付額の確定はいつ行われるか。

A67：複数年度事業においては、本交付金はいくまで単年度事業であるため、年度ごとに、当該年度に計画した進捗率分の進捗をもって事業の完了とみなし、交付要綱に定める提出期限までに実績報告を行うこと。

また、交付額の確定についても年度ごとに行う。

Q68：複数年度事業において、翌年度以降も事業が継続する場合、どの様式を用いて実績報告を行えばよいか。

A68：別紙様式7を用いて実績報告を行うこと。

なお、検査済証の写し等、工事が完了しないと添付が困難な書類については省略してよい。

Q69：繰越を行った場合、いつ実績報告を行えばよいか。また、交付額の確定はいつ行われるか。

A69：繰越を行った場合、翌年度への繰越分を含めて事業が完了した日を起算日として、交付要綱に定める期限までに別紙様式7による実績報告を行うこと。

なお、実績報告とは別に、交付決定の翌年度（事故繰越の場合は、事業完了予定日の翌年度。）の4月30日までに、別紙様式9による年度終了実績報告を行う必要がある

ので留意すること。

また、交付額の確定については、年度終了実績報告による確定は行わず、実績報告に基づきまとめて行う。(交付額を複数年度に分けて受入れた場合も同様。)

Q70：1つの市町村において複数の施設についての交付決定を受けていた場合、実績報告において施設ごとの交付決定額の過不足を相殺し、確定額を算出してもよいか。

A70：よい。また、複数回の交付決定を受けている場合においても、それらの合計の交付決定額の中で過不足を相殺してよい。ただし、事前に承認を受けていない計画変更等により生じた不足額については、他の施設の交付決定額を充てることはできない。

また、交付決定年度及び財源が異なる交付決定額(当初予算分と前年度予算繰越分等)の過不足を相殺することはできない。

(例) ○○市 実績報告

施設 A：交付決定額 10,000 千円、国庫補助所要額 12,000 千円

施設 B：交付決定額 10,000 千円、国庫補助所要額 7,000 千円

合計：交付決定額 20,000 千円(受入済額 20,000 千円)、

国庫補助所要額 19,000 千円

→○○市 確定額 19,000 千円、返還額 1,000 千円

IV) 地方厚生（支）局への事務委任について

Q71：本交付金の交付決定等の事務について、令和5年度より各地方厚生（支）局へ委任されることとなったが、変更となった点は何か。

A71：令和5年4月1日にこども家庭庁が設立され、本交付金については内閣府からこども家庭庁へ移管されるとともに、従前は内閣府にて行っていた交付決定等の事務について各地方厚生（支）局へ委任され、提出先等についても変更となる。令和5年度以降の取扱いは以下のとおり。

○協議、内示及び交付決定（変更交付決定含む）について
各地方厚生（支）局にて行う。

○交付額確定について

令和4年度以前に交付した事業はこども家庭庁にて行う。令和5年度以降に執行した事業は、各地方厚生（支）局にて行う。

○財産処分について

令和4年度以前に交付した事業についてはこども家庭庁にて行う。令和5年度以降に交付した事業については各地方厚生（支）局にて行う。

V) 放課後児童クラブ整備促進事業について（令和7年度事業分）

Q72：令和7年度に実施する「放課後児童クラブ整備促進事業」の国庫補助の財源は何か。

A72：令和6年度予算繰越分が財源となる。内訳は以下のとおり。

(1) 市町村が設置主体の場合

補助基本額の2/3相当：令和6年度当初予算

1/6相当：令和6年度第1次補正予算

(2) 社会福祉法人等が設置主体の場合

補助基本額の1/2相当：令和6年度当初予算

1/8相当：令和6年度第1次補正予算

※「放課後児童クラブ整備促進事業」以外の事業（以下「通常事業」という。）は当該年度の当初予算を財源としているため、交付申請、実績報告等の手続きを行う際は、通常事業と「放課後児童クラブ整備促進事業」とで提出様式を分けて作成すること。都道府県から各地方厚生（支）局あての提出様式についても同様。

Q73：「放課後児童クラブ整備促進事業」として令和7年度に内示を受けたが、事業が年度内に終わらないことが発覚した場合、どのような手続きをすればよいか。

A73：「放課後児童クラブ整備促進事業」については、事業の完了予定年月日が令和8年3月31日以前のものを対象としているため、事業が年度内に終わらない場合は、本事業としての補助率の嵩上げ分（市町村が設置主体の場合は補助基本額の1/6相当、社会福祉法人等が設置主体の場合は補助基本額の1/8相当。）を減額し、各地方厚生（支）局あてに変更協議を行った上で、変更交付申請を行い、変更交付決定を受けること。

VI) 取扱通知第1の2に基づく事業について

Q74:「放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場」とは具体的にどのようなものか。

A74:「放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場」は、交付要綱第2条に規定する「放課後児童対策の推進」を図ることを目的とするものであり、例えば児童館のように全ての小学生が利用可能な場所である。

なお、「放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場」は放課後児童クラブの一部であり、公民館や放課後子供教室等とは独立したスペースである。

ただし、取扱通知第1の2(2)の基準を満たす場合は、児童厚生施設にも該当するものとし、対象経費に含めて差し支えない。